



# 概要版 第4次 湖西市男女共同参画推進計画



1

## 基本理念

### 誰もがいきいき輝くまち・こさい

この基本理念は、性別にかかわらず、あらゆる世代の誰もがお互いを認め合い、責任を分かち、支え合いながら、自らの能力を発揮して、いきいきと輝くことができる社会の実現を目指すものです。

2

## 目指すべき方向性

基本理念である「誰もがいきいき輝くまち・こさい」を実現するために必要な、取り組むべき方向性を次の3つとします。

### 1 誰もが認め合うまち

誰もが、お互いを認め合い、尊重し合うことができるまちづくりを進めます。

### 2 誰もが対等に参加できるまち

誰もが、性別に関係なく、多様な参画機会を持つことができるまちづくりを進めます。

### 3 誰もが自分らしく安心して生活できるまち

誰もが、自分が望む生活を、健康的に送ることができるまちづくりを進めます。

3

## 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次計画	➡						
第4次計画	見直し・ 計画策定	➡					
次期計画						見直し・ 計画策定	➡

# 4

## 施策の体系

### 基本理念

# 誰もがいきいき輝くまち・こさい

### 目指すべき方向性

1

## 誰もが認め合うまち

誰もが、お互いを認め合い、尊重し合うことができるまちづくりを進めます。

2

## 誰もが対等に 参加できるまち

誰もが、性別に関係なく、多様な参画機会を持つことができるまちづくりを進めます。

3

## 誰もが自分らしく 安心して 生活できるまち

誰もが、自分が望む生活を、健康的に送ることができるまちづくりを進めます。



### 基本目標

1

## 男女の人権の尊重



2

## 男女間の あらゆる 暴力の根絶



3

## 制度及び 慣行への配慮



4

## 男女が対等に 参画する機会 の確保



5

## 家庭生活と 社会生活の両立



6

## 男女の生涯にわたる 心身の健康への配慮



7

## 国際的視点 に立った 男女共同参画



## 基本施策

## 施策の方向

男女共同参画と人権尊重の意識づくり

- 1 人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供

- 2 性の多様性に関する理解・取組の促進

重点

男女間のあらゆる暴力の根絶

- 1 ドメスティック・バイオレンス、性暴力、各種ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発

- 2 相談体制の充実と関係機関との連携

男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

- 1 男女共同参画に関する情報収集・提供の推進

- 2 男女共同参画に関する調査・研究と推進

- 3 家庭・職場・地域・教育などの場面での制度や慣行の見直し

政策・方針決定の場への女性の参画促進

- 1 審議会・委員会などへの女性の参画推進

重点

- 2 事業所や各種団体などにおける女性の雇用促進

- 3 女性の人材育成の支援

地域における男女共同参画の推進

- 1 地域活動における意識醸成と参画促進

重点

- 2 地域活動団体等との連携の推進

- 3 男女双方の視点を取り入れた防災体制の実施

重点

仕事と生活の調和の実現のための支援

- 1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進、実現

- 2 家事・育児・介護への共同参画の促進

重点

働く場における男女共同参画の促進

- 1 多様な働き方を可能にする環境の整備

重点

- 2 男女の均等な待遇確保の促進と啓発

- 3 ひとり親家庭などへの自立支援

生涯にわたる男女の心身の健康支援

- 1 生涯にわたる心身の健康の保持、増進のための支援

- 2 母子保健の充実

国際社会の動きに沿った男女共同参画の推進

- 1 多文化共生の視点に立った男女共同参画事業の推進

- 2 国際社会の動向の把握と情報発信

## 5

## 数値目標の設定による推進

計画を実効性のあるものとするために、実施する施策に対する目標を数値化しました。本計画で設定した数値目標は以下の通りです。



指標	現状 令和2年度	目標 令和7年度
「男女共同参画」の言葉・考え方の認知度	72.6%	80.0%以上
「性的マイノリティ(または LGBT)」の言葉の認知度	66.5%	75.0%以上
ドメスティック・バイオレンスを受けたことがある人の割合	4.8%	2.3%以下
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合	6.4%	3.2%以下
「男は仕事、女は家庭」との男女の固定的な役割分担に同感しない人の割合	46.7%	50.0%以上
審議会などの女性委員の割合	32.6%	40.0%以上
行政に女性の意見が反映されていると思う人の割合	27.6%	30.0%以上
自主防災会の役員に女性がいる地区	3／60 地区 (令和元年度)	10／60 地区 以上
男女共同参画社会づくり宣言事業所数	40 事業所 (令和元年度)	65 事業所以上
家庭生活において男性優遇と感じる人の割合	55.3%	40.0%以下
男性が育児休業・介護休業を取得しやすいと答えた割合	育児休業	26.7%
	介護休業	23.1%
性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)の考え方の認知度	9.6%	25.0%以上
男女共同参画に関する在住外国人の相談件数	0 件 (令和元年度)	10 件以上
男女共同参画に関する国際的な取組事例や情報の提供回数	5 回 (令和元年度)	5 回以上

発行・お問い合わせ先：湖西市市民安全部市民課（男女共同参画）

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地 (TEL) 053-576-1213

## 7. 推進施策



### 男女の人権の尊重



男女共同参画社会の実現のためには、市民一人一人が男女共同参画に対する正しい認識と理解を持ち、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合うことが必要です。アンケート調査の性別役割分担意識に関する質問を見ると、平成27年度は「どちらともいえない」が43.5%と最も多く、次いで「同感しない」が41.7%となっていましたが、令和2年度においては、「同感しない」が46.7%と最も多くなっています。「同感しない」と考える割合が増加している傾向は見られますか、令和2年度調査においても「同感する」が4.9%となっており、男女共同参画の理解が完全ではないことが分かります。

講演会やウェブなどを用いた情報発信とともに、パートナーシップ制度など自認する性や性的指向に寄り添った施策の実施に向けた取組を推進することで、男女共同参画や性の多様性に対する正しい認識と理解を深め、男女共同参画を推進するための意識を醸成していきます。

#### «目標指標»

指標	現状 令和2年度	目標 令和7年度
「男女共同参画」の言葉・考え方の認知度	72.6%	80.0%以上
「性的マイノリティ（またはL G B T）」の言葉の認知度	66.5%	75.0%以上

#### 男女共同参画のシンボルマーク

男女共同参画社会は、男女がおたがいに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

内閣府男女共同参画局は、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフに、互いに尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いが込められています。



男女共同参画

## 基本施策 男女共同参画と人権尊重の意識づくり

«施策の方向»

### (1) 人権尊重と男女共同参画社会に向けた広報・啓発活動の推進と学習機会の提供

#### ○講演会や講座などの実施

«地域福祉課・市民課»

企業・団体・市民・教育関係機関など広い範囲を対象に、男女共同参画や人権の尊重に関する講演会や講座などを実施します。

#### ○広報媒体などによる広報・啓発

«地域福祉課・市民課»

ウェブなどを用いた情報発信や報道機関への情報提供など、あらゆる世代に対して、様々な媒体や機会を通した広報・啓発活動を行います。

### 重点 (2) 性の多様性に関する理解・取組の促進

#### ○性の多様性などに関する啓発の実施、情報や学びの場の提供

«地域福祉課・市民課»

ウェブなどを用いて市民が性の多様性に関する理解を深める情報発信を行います。

#### ○性の多様性などに寄り添った取組の推進

«市民課・他全課»

戸籍上の性別ではなく本人の自認する性や性的指向に寄り添った、パートナーシップ制度などをはじめとする仕組みの実現に向けて取り組みます。